

【よくあるお問い合わせ】

受付要件

Q1. 2件を同時に申請する場合、履歴事項証明書と納税証明書の原本はそれぞれ2通必要ですか？

A1. 1通ずつご用意いただければ結構です。

Q2. 最近1カ月の売上の「最近」はいつまで最近と見なしますか？

A2. 原則として、申請月の前月とします。

ただし、売上が確定していない場合、前々月を「最近」とみなすことができます。

Q3. 従業員数の数え方を教えてください。

A3. 臨時の使用人、会社役員および個人事業主における家族従業員は含めません。

ただし、パート・アルバイト等、名目は臨時雇であっても、事実上不可欠な人員は従業員に含めます。

納税証明書

Q4. 納税証明書はどこで取得できますか？

A4. 【法人の場合（法人市民税の納税証明書）】

- ・本庁舎2階の市税総合窓口で発行しています。
- ・発行に際しては、法人代表者印と窓口に来られるかたの身分証明書が必要です。

【個人の場合（市都民税・森林環境税の納税証明書）】

- ・本庁舎2階の市税総合窓口または市政窓口で発行しています。
- ・発行に際しては、窓口に来られるかたの身分証明書が必要です。

<ご注意ください>

- ・課税証明書とは別のものです。コンビニ交付には対応していません。
- ・課税がない場合は「非課税証明書」をご提出ください。
- ・代理申請の場合には別途委任状が必要です。

Q5. 法人の場合、申告および納税は決算後2か月以内ですが、決算後3か月目の月初に申請する場合、1期前の納税証明書を使用しても問題ありませんか？

A5. 決算日から2か月以上経過している場合は、直近事業年度の確定申告書および決算書の写し、並びに直近事業年度の納税証明書が必要です。

※納付のタイミングにより発行できない場合があります。その際は、お問い合わせください。

履歴事項全部証明書

Q6. 「登記情報サービス」で取得したものでも差し支えありませんか？

A6. 差し支えありません。

その他

Q7. 事前に金融機関へ相談する必要はありますか？

A7. 金融機関に事前に相談すると手続きがスムーズになりますので、相談をおすすめします。